

農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）実施要領

制定
元農振第2670号
令和2年4月1日
農林水産省農村振興局長通知

第1 趣旨

農山漁村振興交付金実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2325号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）第2の1の（2）のイの中山間地農業推進対策の実施については、実施要綱及び農山漁村振興交付金交付要綱（平成28年4月1日付け27農振第2327号農林水産事務次官依命通知。）に定めるところによるほか、本要領に定めるところによるものとする。

第2 事業内容等

中山間地農業推進対策は、地域の特色をいかした多様な取組により中山間地域の振興を図る次に掲げる事業を重点的に支援するものであり、具体的な事業内容、選定要件等は、別表1の定めによるものとする。

1 中山間地農業ルネッサンス推進事業

（1）中山間地農業ルネッサンス推進支援

中山間地域の特色を活かした創意工夫あふれる取組及び地域の所得向上に向けた計画を深化させる取組等

（2）元気な地域創出モデル支援

農業生産活動を地域活性化につなげる優良事例を創出するための中山間地農業を元気にする新たな取組等

2 地域密着型農業者等サポート体制強化事業

中山間地域において、特色ある農業者や農村の課題を解決するため、地域協議会等にコーディネーターを配置するなど、地元密着型の課題解決に向けた取組等

第3 事業実施主体

事業実施主体は、都道府県、市町村又は地域協議会（構成員として市町村を含み、次に掲げる事項を定めた規約等について、各構成員が同意した団体をいう。）とする。

- 1 目的
- 2 構成員、事務局、代表者及び代表権の範囲
- 3 意思決定方法
- 4 解散した場合の地位の継承者
- 5 事務処理及び会計処理の方法
- 6 会計監査及び事務監査の方法
- 7 その他運営に関して必要な事項

第4 事業実施期間

実施要綱第2の3に掲げる各事業の実施期間は、原則として1年間とする。

第5 事業の実施手続等

1 農山漁村振興推進計画及び事業実施計画

(1) 農山漁村振興推進計画

事業実施主体は、実施要綱第3に基づき、別紙様式2号により農山漁村振興推進計画を策定するものとする。

(2) 事業実施計画

事業実施主体は、実施要綱第4に定める事業実施計画を別紙様式第3号により策定する。事業実施計画は、中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱（平成29年3月31日付け28農振第2275号農林水産事務次官依命通知）第2に定める地域別農業振興計画（以下「地域別農業振興計画」という。）に則したものとし、事業実施計画の期間内における事業の実施によって実現しようとする目標（地域別農業振興計画における地域の目指すべき方向性に則した事業目標）を設けるものとする。

2 事業の実施手続

(1) 第2の事業を実施するに当たっては、事業実施主体は、農山漁村振興推進計画及び事業実施計画を策定し、事業実施主体が都道府県にあっては地方農政局長等（北海道にあっては農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、それ以外の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）に、事業実施主体が市町村又は地域協議会にあっては都道府県知事に別紙様式第1号により提出するものとする。

(2) 都道府県知事は、管内の本事業への取組方針を明確にした上で、市町村及び地域協議会から提出された農山漁村振興推進計画及び事業実施計画を確認し、取りまとめて地方農政局長等に提出するものとする。

(3) 地方農政局長等は、(1)又は(2)により提出された農山漁村振興推進計画及び事業実施計画の内容、対象経費等を審査し、実施要綱及び本要領等に照らして適当であると認める場合には承認し、別紙様式第4号により都道府県知事に承認通知を交付するものとする。

(4) 地方農政局長等（農村振興局長を除く。）は、承認した農山漁村振興推進計画及び事業実施計画について、別紙様式第5号により農村振興局長に報告するものとする。

(5) 3に定める事業実施計画の重要な変更は、(1)、(3)及び(4)に準じて行うものとする。

3 農山漁村振興推進計画及び事業実施計画の重要な変更

2の(5)の重要な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業の事業費の3割を超える増減
- (2) 事業の事業実施主体又は事業実施期間の変更
- (3) 事業の廃止

4 交付金交付決定前の着手

事業の着手は、原則として、国から交付金交付決定通知を受けて行うものとするが、当該年度において、やむを得ない事情により、交付金交付決定前に着手する必要がある場合には、別紙様式第6号により、地方農政局長等に提出するものとする。

第6 助成

実施要綱第5の農村振興局長が別に定める事業の実施に要する経費は、別表2のとおりとする。

なお、人件費の算定に当たっては、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について(平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知)により行うものとする。

第7 実施基準等

1 中山間地農業ルネッサンス推進事業

以下の基準に適合するものであること。

- (1) 事業費については、都道府県又は市町村において使用されている単価及び歩掛かりを基準とし、地域の実情に即した適正な価格により算定されていること。
- (2) 事業実施計画の事業目標が適正に設定されていること。

2 地域密着型農業者等サポート体制強化事業

以下の基準に適合するものであること。

- (1) 事業実施主体に配置するコーディネーター等は、原則として事業対象地域外(旧々市町村単位)に居住していること。
- (2) 事業費については、都道府県又は市町村において使用されている単価及び歩掛かりを基準とし、地域の実情に即した適正な価格により算定されていること。
- (3) 事業実施計画の事業目標が適正に設定されていること。

第8 事業の評価

1 事業実施主体は、事業完了後、事業実施計画に定められた目標の達成状況等について評価を行い、評価結果を別紙様式第7号及び第8号により、事業実施主体が都道府県である場合にあっては地方農政局長等に、事業実施主体が市町村又は地域協議会である場合にあっては都道府県知事に報告するものとする。

2 都道府県知事は、1により市町村及び地域協議会から報告のあった事業評価を確認し、目標の達成状況が低調な場合は、事業実施主体に対して重点的な指導・助言

を行った上、取りまとめて地方農政局長等に提出するものとする。

- 3 事業の評価については、取組状況、事業実績、実施体制等を踏まえ、目標の達成状況等の総合的評価を行うものとする。
- 4 1の報告は、事業が完了した年度の翌年度の5月末までに行うものとする。
- 5 2により提出を受けた地方農政局長等（農村振興局長を除く。）は、事業実施主体から報告された当該評価結果を速やかに農村振興局長に報告するものとする。
- 6 1及び2により提出を受けた地方農政局長等は、目標の達成状況が低調な事業実施主体に対して重点的な指導、助言等を行うものとする。
- 7 2又は6の低調とは、事業実施計画に定めた取組内容と事業実績を比較し、取組内容の達成率が概ね50%未満となった場合とする。

第9 完了報告

- 1 事業実施主体は、第5の2の（3）により承認した事業実施計画に基づく事業が完了したときは、別紙様式第9号により、事業が完了した年度の翌年度の5月末日までに、事業実施主体が都道府県にあっては地方農政局長等に、事業実施主体が市町村又は地域協議会にあっては都道府県知事に報告するものとする。
- 2 都道府県知事は、1により提出された事業実施計画を確認し、取りまとめて地方農政局長等に提出するものとする。

第10 事業の状況報告

事業実施主体は、事業の遂行状況について地方農政局長等から報告を求められたときは、速やかにその状況を報告しなければならない。

第11 収益納付

- 1 実施要綱第7の収益の納付については、その対象となる収益の生ずる期間は、事業完了の翌年度以降の5年度の期間とする。
- 2 納付すべき収益の額は、原則として毎年度生ずる収益の取得までに交付された交付金額をそれまでに交付対象事業に関連して支出された経費の総額で除した値に、当該収益の額を乗じた額とする。ただし、その上限は、交付された交付金の総額とする。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

事項	具体的な事業内容	選定要件	交付率及び助成額
1 中山間地農業ルネッサンス推進事業	<p>(1) 中山間地農業ルネッサンス推進支援</p> <p>ア. 説明会・懇談会の開催 関係団体や地域住民を対象とした説明会の開催、将来ビジョン検討のための有識者懇談会等の開催</p> <p>イ. 申請書等の作成指導</p> <p>ウ. 所得向上や担い手の定着に向けた活動 普及指導員と連携した新規作物の導入試験、地域リーダー発掘・育成のための研修参加等</p> <p>エ. 地域の所得向上に向けた体制整備等への取組 営農戦略・販売戦略の策定や人材育成を含む体制整備への支援、市場動向を踏まえた新規作物導入の検討 等</p> <p>(2) 元気な地域創出モデル支援 地域別農業振興計画の実現に向け、次のモデルメニューにより具体的・先進的な活動を支援。優良事例の創出を加速し、事例の横展開を推進。</p>	<p>中山間地農業ルネッサンス事業に定める中山間地域等に該当する地域を対象とした取組であって、当該地域において中山間地農業ルネッサンス事業の地域別農業振興計画を策定していること。</p>	<p>定額とする。</p> <p>ただし、元気な地域創出モデル支援の各年度の助成額の上限は、事業実施主体当たり500万円とする。</p>

	<p>ア. 高収益作物の生産 イ. 高付加価値化・販売力強化 ウ. 棚田地域の保全・振興 エ. 事業間連携による効果発信</p>		
<p>2 地域密着型農業者等 サポート体制強化事業</p>	<p>(1) コーディネーターの配置 特色ある農業者や農村の課題を解決するため、地域協議会等に対して、コーディネーターを配置し以下のサポートを行う。 ア. 地元密着型の積極的な課題の聞き取りと農業を中核とした各種支援策の検討・調整・実施のためのサポート イ. 農業に関連する他産業や各種団体と連携するための検討・調整・実施のためのサポート ウ. その他、農業者の移住・定住のための生活環境改善のためのサポート</p> <p>(2) 課題解決のための支援 課題解決に向け、次のメニューの設定により各種取組をサポートする。 ア. 生産性・収益性向上 伝統野菜や地域特産品などの高収益作物生産、ブランド化、販売力強化、新規作物の取組など営</p>	<p>中山間地農業ルネッサンス事業に定める中山間地域等に該当する地域を対象とした取組であって、当該地域において中山間地農業ルネッサンス事業の地域別農業振興計画を策定していること。</p>	<p>定額とする。 ただし、各年度の助成額の上限は、事業実施主体当たり500万円とする。</p>

	<p>農継続に意欲ある農業者への支援</p> <p>イ. 意欲のある担い手確保</p> <p>研修生やUIJターンなど外部人材を積極的に活用する後継者対策や新規就農時の安定経営に必要な支援ネットワーク等の整備</p> <p>ウ. その他、特徴ある取組</p> <p>スマート農業や棚田における荒廃農地の粗放的管理を含めた活用等の特徴ある取組を行っている農業者</p>		
--	---	--	--

農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）の交付対象経費

（1）中山間地農業ルネッサンス推進事業の交付対象経費

費目	細目	内容
旅費	調査等旅費	・事業の推進、各種会議、調査等に要する旅費
	委員等旅費	・会議等において助言等を行う外部専門家への旅費
諸謝金		・事業に対する指導・助言に要する外部専門家等に対する謝礼に必要な経費
委託費		・都道府県及び市町村が実施する取組の一部を他の者に委託する場合における当該委託に要する経費
事務費	通信運搬費	・事業の通信、郵送等に必要となる経費
	使用料	・各種会議等を開催する場合の会場費 ・元気な地域創出モデル事業の実施に必要な機械リース費 ・自動車の使用料等
	印刷製本費	・各種会議等に必要資料等の印刷製本に要する経費
	消耗品費	・元気な地域創出モデル事業の実施に必要な資材費 ・自動車等の燃料費、光熱水費等
	報酬、給与、職員手当等	・事業に直接必要となる臨時雇用に係る報酬、給与、職員手当等
	共済費	・臨時雇用者に係る社会保険料及び児童手当拠出金
	雑役務費	・元気な地域創出モデル事業の実施に必要な講習会受講費、試験栽培や試作品製作に必要な検査費等
	その他	・事業に直接必要となるその他の経費
土地基盤・ 機械・施設 等整備費	工事費	・元気な地域創出モデル事業の実施に必要な工事費
	測量設計費	・工事に必要な調査、測量、試験及び設計に要する経費
	機械器具費	・元気な地域創出モデル事業の実施に必要な機械器具の購入費、運送費及び据付に要する経費
	工事雑費	・工事に必要であり、上記のいずれの科目にも属さない経費

(2) 地域密着型農業者等サポート体制強化事業の交付対象経費

費目	細目	内容
旅費	調査等旅費	・事業の推進、各種会議、調査等に要する旅費
	委員等旅費	・会議等において助言等を行う外部専門家への旅費
諸謝金		・事業に対する指導・助言に要する外部専門家等に対する謝礼に必要な経費
委託費		・取組の一部を他の者に委託する場合における当該委託に要する経費
事務費	通信運搬費	・事業の通信、郵送等に必要となる経費
	使用料	・各種会議等を開催する場合の会場費 ・事業の実施に必要な機械リース費 ・自動車の使用料等
	印刷製本費	・各種会議等に必要資料等の印刷製本に要する経費
	消耗品費	・事業の実施に必要な資材費 ・自動車等の燃料費、光熱水費等
	報酬、給与、職員手当等	・事業に直接必要となる臨時雇用に係る報酬、給与、職員手当等
	共済費	・臨時雇用者の賃金に係る社会保険料及び児童手当拠出金
	雑役務費	・事業の実施に必要な講習会受講費、試験栽培や試作品製作に必要な検査費等
	その他	・事業に直接必要となるその他の経費
土地基盤・機械・施設等整備費	工事費	・事業の実施に必要な工事費
	測量設計費	・工事に必要な調査、測量、試験及び設計に要する経費
	機械器具費	・事業の実施に必要な機械器具の購入費、運送費及び据付に要する経費
	工事雑費	・工事に必要であり、上記のいずれの科目にも属さない経費